

## タイの外国人事業法改正を巡る動き

06年9月のクーデター以後、軍事政権の下、民政復帰を目指すタイでは、不安定な政治情勢から内需の低迷が続いている。07年8月の新憲法承認により、12月の総選挙後の新政権への移行への道筋が定まったことから、08年以降の景気回復が期待される。

同国は、クーデターという大きな事変にもかかわらず、多くの外国企業が投資を継続しており、諸外国の同国に対する評価はあまり変化がないことが窺われる。前タクシン政権にみられるように、同国は外国企業の誘致政策を積極的に採ってきた。そのため、日本を始めとした外国企業が多く進出し、現在の産業集積地としての同国経済を築いたともいえる。しかしながら最近の動きとして、同国が投資誘致の方針を変更し、国内産業保護のため、外国企業排斥へ方向転換しつつあるのではとの懸念が出ている。この点は、「外国人事業法」改正を巡る動きの中で浮き彫りにされた。

同法は、タイにおける外国人企業の事業活動についての規制を示す法律である。主な内容は下記の通り。

- ① 外国人企業の定義—株式資本の半分以上を、タイ国籍を有しない個人が保有する企業
- ② 規制業種—下記の3種類に分類
  - リスト1 特別な理由から外国人の営業を禁止  
新聞、ラジオ、テレビ、農林業など
  - リスト2 国家安全保障や文化に関わる事業  
軍事関連産業、陸海空運業など
  - リスト3 タイ人に十分な競争力がない事業  
非製造業のサービス業全般が該当

本法改正について、そもそもの発端は、06年1月、前タクシン首相親族のシン・コーポレーション株売却にさかのぼる。シン・コーポレーションは前首相が創設した通信企業であるが、同一族は、

その全保有株をシンガポールのタマセク・ホールディングス傘下のグループケーオ社に売却した。その際、名義借りにより、タイ人出資の会社と見せかける「ノミニー」を利用したといわれている。これにより、株式売却が非課税扱いとなり、タクシン一族は莫大な利益を得たとされている。暫定政権は、タクシン首相の不正蓄財について調査を進めており、本件も調査項目に挙がっている。

こうした流れから、当初はノミニーを厳正に規制することで目的を達するとみられていた。しかしながら、これまでグレーゾーンとなっていた議決権についても規制する機運が高まった。07年1月、政府が閣議決定した法案は下記の通りである。

- ① 出資比率は50%未満だが、外国人の議決権が過半数以上となる企業を外国人企業とする。
- ② 上記の場合、1年以内に商業省に届出し、リスト1、2の該当企業は2年以内に是正リスト3は是正不要とする。

当時、クルークライ商業相、プリディヤトーン副首相ともに、既存の外資系企業への影響を最小限にする主旨の発言が多く、上記の通り、リスト3については是正不要（届出のみ）とすることで、改正により規制を受ける企業は1,300社ほどとみられていた。一方で、外国人投資家の間では、06年9月のクーデター、12月の外為取引規制、年末のバンコク爆弾事件などが相次いだこともあり、同国の投資環境への不安を強めていた。また、外国人事業法の改正に対しても、同国の外国企業排斥の傾向が懸念され、批判が高まっていた。07年4月、政府はこれを受けて、修正案を閣議決定した。変更点は以下の通りである。

- ① リスト1、2については同案施行後3年以内に是正、リスト3の企業は是正不要。
- ② 罰則は最長5年間の禁固、最高500万バー

図表 対内直接投資申請額

(単位：百万バーツ)

	05年通年		06年通年		07年1~7月		
	金額	件数	件数	金額	件数	金額	前年同期比(%)
日本	387	175,313	335	110,476	187	69,371	13.5
米国	52	7,883	61	37,059	18	16,003	▲ 37.7
E U	121	35,710	126	30,532	72	7,747	▲ 6.8
シンガポール	82	14,129	86	28,921	46	11,431	▲ 40.5
中国	19	121,959	26	12,306	21	4,702	341.1
台湾	54	11,443	67	12,303	25	3,639	▲ 55.1
香港	25	11,200	16	3,931	12	7,851	▲ 44.7
マレーシア	34	20,506	20	4,339	16	1,858	▲ 58.5
その他とも	849	498,860	823	307,668	467	176,923	17.2

(注1) 外国投資定義は外資比率が10%以上のもの

(注2) 前年同期比は金額ベース

(出所) タイ投資委員会 (BOI)

ツの罰金。

07年1月の閣議決定と比較して、是正の期間を2年から3年に延長しており、外国企業への配慮がみられた。ただし、罰則については従来に比べ罰金を5倍に引き上げるなど強化しており、ノミニーに対する厳格な態度が示された。全体的な内容としては、外国人投資家を刺激しない方向に進んでいたといえよう。しかしながら、この後、議会で審議に入り、さらに様相が変わった。

07年8月、議会において、外国人の定義について再修正が提案され、実質的な経営支配も含め、さらに厳正にすべきという方向で議論が進んだ。議会は、外国人の定義について、資本比率や議決権のみならず、実質的な経営権についての規制を設け、保護産業への参入を取り締まるべきとした。議会での再修正を受けて、政府側は、規制の基準が不明確なため、運用上、実質的な経営権についての調査は難しいとした。また、議会案を採択した場合、優先株を利用し、実質的な経営権を外国人が握っているケース等の規制が想定される。そのため、同様の手法をとっている欧米企業などからの反発が予想されるとして、政府は法案成立を避けるため、改正案そのものを取り下げた。

政府は、議会の動きを予想しておらず、当初は、

暫定政権下での法案成立が可能としていた。しかしながら、取り下げた法案をさらに修正して再提出し、採択まで持ち込むことは、暫定政権にとっては事実上困難になったといえよう。そのため、本案改正については、総選挙後の新政権に託される可能性が高い。

法案改正は一時棚上げとなったものの、今回の法案を巡る混迷は、同国の投資受け入れ姿勢自体に大きな疑問を抱かせる結果となった。さらに、海外投資家にとっては、将来本問題が再度議論され、不利な改正がなされかねない不確実性が残った。直接投資先として、近隣の中国やベトナムの台頭が著しい現状、日系企業としても、場合によっては投資先をタイから近隣国へ見直すこともありえるだろう。そうした事態になれば、回復が期待される同国経済にとって、中長期的に大きなマイナスとなることには疑いない。新政権は、発足後いち早く、積極的な投資受け入れ姿勢を明確に示す必要があるだろう。

(松尾江里子)